

やまなし子ども・子育て支援プラン(中間見直し)素案の概要

福祉保健部子育て支援課

中間見直しのポイント

- 1 プラン策定後の法改正など国の動向や県が実施する先進的な取り組みを反映
 児童福祉法改正による「社会的養育が必要な子どもとその家庭への支援の推進」、「子どもの貧困対策の推進」等を反映
 また、プラン策定後の県の先進的な取り組みとして、「第2子以降3歳未満児保育料無料化」やそれに伴う保育需要の増大に対応する「保育人材の確保・定着の推進」、「子どもの心のケアに係る総合拠点の整備」等を追加
- 2 「やまなし子ども・子育て支援条例」に規定された施策等を反映
 条例規定の特徴的な施策等である「自然体験活動の推進」や「災害時における子ども子育て支援」、「やまなし子育ての日における子育て支援に関する気運の醸成」等を追加
- 3 最新のニーズを踏まえ市町村が見直した、教育・保育の量の見込みと確保方策の数値を反映

プランの着実な推進により
 「日本一健やかに子どもを育む
 やまなし」の一層の充実を図ります

計画の性格等

【性格】

- ・子ども・子育て支援法に基づく法定計画（市町村計画を踏まえて策定）
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく計画
- ・やまなし子ども・子育て支援条例に基づく計画

【期間】

平成27年度～平成31年度（5か年）

【体制・進行管理】

県、市町村、県民、保育・教育関係者、事業者等が一体となり推進
 毎年度、事業の進捗状況を点検評価し、山梨県子ども・子育て会議に報告

本県の子ども・子育て家庭を取り巻く状況

子どもの数の減少 出生数の低下

本県 H28：5,819人
 (H15：7,720人)

本県の合計特殊出生率

H28：1.51(全国1.44)
 全国的に低下傾向にある中で、本県は前年と同水準を維持

第2子以降3歳未満児保育料無料化等による0～2歳児の保育所等入所児童数の増加
 H27.4：6,344人 H29.4：7,202人
 858人の増

	保育所等入所児童数(人)		
	計	0～2歳	3～5歳
H29.4	20,008	7,202	12,806
H28.4	19,573	6,667	12,906
H27.4	19,452	6,344	13,108

きめ細かな子育て支援

結婚・出産・子育ての切れ目のない支援

子育て世代に関する視点

すべての子どもの成長に関する視点

子どもと子育てを社会全体で応援する視点

具体的な施策

1 地域における子育ての支援

- ・子育て支援団体等のネットワーク強化
- ・家庭訪問型の子育て支援や情報提供促進による孤立感、不安感の解消
- ・医療費助成や奨学金、第2子以降3歳未満児保育料無料化などによる経済的負担の軽減
- ・やまなし子育ての日(11月19日)における子育て支援に

2 幼児期の教育・保育の充実

- ・認定こども園、幼稚園、保育所における一時預かりや延長保育など多様なニーズにきめ細やかに対応する取り組みの促進と支援
- ・幼稚園教諭、保育士、保育教諭の相互交流、合同研修、情報交換等による教育・保育の質の向上
- ・保育所等への看護師配置の促進、病児・病後児保育施設の広域利用の推進
- ・民間保育士等を対象としたキャリアアップ研修や処遇改善等による保育人材の確保・定着の推進 等

3 親と子の健康の確保及び増進

- ・産前産後から乳幼児における切れ目のない支援の実施
- ・不妊治療への支援、小児医療体制の確保
- ・10代の健康づくりのための意識啓発、食育の推進 等

4 子どもたちを取り巻く教育環境の充実

- ・職業人としての自立を促すキャリア教育の推進
- ・幅広い年齢層や異なる環境の子どもたち同士の交流促進
- ・自然体験活動の推進、自然を活用した子育てのPR
- ・子育ての大切さなどの啓発による次代の親の育成 等

5 仕事と子育てを両立するための支援

- ・企業の意識啓発、育児休業等両立支援制度の定着
- ・男女双方が育児等に関わる重要性の啓発 等

6 支援を必要とする子どもたちへのきめ細かな取り組み

- ・乳児家庭全戸訪問などで家庭の養育環境の把握と助言活動を行うことによる児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、支援の推進
- ・社会による養育が必要な子どもとその家庭への支援の推進
- ・子どもの心のケアに係る総合拠点の整備
- ・児童養護施設等で育った子どもの退所後の就労面や生活面のアフターケア体制整備の支援
- ・ひとり親家庭における子どもや障害のある子どもの健やかな成長を保障するための必要な支援
- ・子どもの貧困対策の推進 等

7 子育てを安全安心にできる環境づくり

- ・子どもの見守りなど地域ぐるみの防犯活動を支援
- ・子どもの年齢や発達に応じた交通安全教育の推進
- ・災害時における子ども子育て支援 等

8 結婚の支援

- ・結婚を希望する男女に対して結婚に役立つ情報の提供
- ・希望に合った相手にめぐり会えるよう出会いの機会の提供 等

■教育・保育の提供体制確保方策 (子ども・子育て支援法に基づく記載事項)

- 1 認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業等の利用ニーズを調査により把握し、ニーズに対応したサービスを提供する区域を、市町村を単位として設定
- 2 既存の幼稚園、保育所の認定こども園への移行希望を計画に反映
- 3 その他、施設の透明性を高め、質の向上を促していくため、各施設の運営情報を公表

子どもの最善の利益が実現され、笑顔の子育てを笑顔で応援する社会の構築
 「子育て協働社会」の創出